

令和7年度県政広報ラジオ番組の制作・放送事業業務委託に係る
参加表明及び提案を求める公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり参加者の有無の確認及び技術提案を募集する。

令和7年2月21日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 趣旨

本事業については、県政広報を県民に分かりやすく適切にラジオ広報するものであり、岡山県内全域を放送エリアとしている放送局であり、効果的な事業を行うための経験・知識などに精通している岡山エフエム放送株式会社を相手方とする随意契約手続きを行う予定としているが、他の者で下記の参加資格を満たし、本事業の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書等の提出を招請する公募を実施する。

2 技術提案に付する事項

- (1) 業 務 名
令和7年度 県政広報ラジオ番組の制作・放送業務
- (2) 広報内容
県政に関するお知らせB
- (3) 契約期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 契約限度額
3,408,900円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）
- (5) 履行場所
岡山県総合政策局公聴広報課の指定する場所

3 技術提案に参加できる者の資格

技術提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類5企画・製作」「小分類5広告・広報」であり、格付区分がA又はBであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

4 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県総合政策局公聴広報課
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
電話 (086) 226-7154
FAX (086) 224-3246
E-mail kocho@pref.okayama.lg.jp

5 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

6 技術提案参加手続等

(1) 仕様書の配布期間及び場所

仕様書は、次のとおり配布する。

- ①配布期間 令和7年2月21日（金）から令和7年3月4日（火）まで
（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- ②配布場所 上記3の場所に同じ。なお、岡山県公聴広報課ホームページ
<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/4/>
からダウンロードできる。

(2) 技術提案参加表明書の提出期間、場所及び方法

- ①提出期間 令和7年2月21日（金）から令和7年3月4日（火）まで
（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- ②提出場所 上記3の場所に同じ
- ③提出方法 持参又は郵便等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）
- ④提出書類 技術提案参加表明書（様式第1号） 原本1部

(3) 技術提案参加資格要件の審査

- ①審査結果の通知
技術提案参加表明書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を令和7年3月6日（木）までに通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。
- ②技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求
技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和7年3月11日（火）までに、下記（4）③の宛先にFAX、又は電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。なお、送信後は、電話で着信を確認すること。

(4) 仕様等に対する質問の受付

- ①受付期間 令和7年2月21日（金）から令和7年3月4日（火）まで
（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- ②方 法 「仕様書に対する質問・回答書（様式第2号）」によりFAX、
又は電子メールを送付すること。
- ③宛 先 岡山県総合政策局公聴広報課
FAX (086) 224-3246
E-mail kocho@pref.okayama.lg.jp
- ④技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

7 技術提案

(1) 提案書等の提出

技術提案に参加する者は、次の場所へ直接持参又は郵送等により提案書等を提出しなければならない。ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

- ①提出期限 令和7年3月14日（金）午後5時必着
- ②提出場所 上記3の場所に同じ
- ③提出書類 ・企画書（様式第3号） 4部
・見積書（様式任意、制作料と電波料を二分し、その内訳を記載）
原本1部、写し3部

(2) 技術提案の選定方法

- ①別途設置する審査委員会において、提出された書面により、企画書の各項目及び見積金額に基づき総合的に判断して委託予定者を決定する。
- ②技術提案の選定結果は審査終了後に委託予定者へ通知する。

8 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

(3) その他

- ①技術提案参加に係る費用は、参加者負担とする。
- ②提出書類は返却しない。
- ③審査の過程において追加資料を求める場合がある。また、業務受託予定者決定後、番組の企画内容について一部調整する場合がある。

- ④本件業務については、令和7年度予算が県議会で可決され、当該予算の執行が可能になった後に契約を締結する。
なお、令和7年度予算が県議会で可決されない場合は、契約を締結しない。